



受取りにかかる税金について



年金で受取る場合

税の種類	雑所得として総合課税されます。	控除の種類	公的年金等控除の対象となります。
------	-----------------	-------	------------------



源泉徴収税額

所得税 収入金額 × 7.6575%

平成 25 年から平成 49 年までの間、所得税に併せて復興特別所得税（所得税 × 2.1%）が課税されます。

地方税 公的年金等を受取る場合、地方税は特別徴収されません。

他の所得と合算し、市町村に納付します。



収入年度 年金支給日の属する年度になります。



公的年金等に係る
雑所得の計算方法

公的年金等に係る雑所得
(課税対象額)

=

公的年金等
収入額

-

公的年金等
控除額

公的年金と確定拠出年金の源泉徴収の違いについて

公的年金の場合

年金受給者の年齢	その年の年金額
65歳以上	かつ 158万円未満
65歳未満	かつ 108万円未満

源泉徴収されません

確定拠出年金の場合

源泉徴収されます

障害給付金を除く

一時金で受取る場合

税の種類	退職所得として分離課税されます。	控除の種類	退職所得控除の対象となります。
------	------------------	-------	-----------------



収入年度 受給時に届く「給付金支払のお知らせ」の支払予定日欄に記載された日が退職手当等の収入時期であり、その年分の税率が適用されます。



退職所得の
計算方法

退職所得
(課税対象額)

=

退職金
収入金額 - 退職所得
控除額

×

1 / 2
(1,000 円未満切り捨て)

役員等勤続年数が5年以下の場合や同一年に役員退職手当とそれ以外の退職手当を受取る場合は異なります。

確定拠出年金加入期間によって、 右記の表から計算できます。

確定拠出年金の加入者（拠出）期間を勤続年数とみなして計算します。ただし、他の退職手当等を受取った場合、期間を調整することがあります。

勤続年数 (確定拠出年金加入年数)	退職所得控除
20年以下	40万円×勤続年数 ※最低80万円
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

* 税金の支払い等については、最寄りの税務署または税理士等の専門家にご相談ください。